

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
の一部改正法等に伴う実施上の留意事項について
(平成26年3月19日保医発0319第4号)

第4 その他

1 経過措置(3) 改正前の医科点数表A301-2ハイケアユニット入院医療管理料の規定については、平成26年9月30日~~平成27年3月31日~~までの間、なおその効力を有するものとする。この場合において、改正前の算定告示別表の4中「ハイケアユニット入院医療管理料(14日以内の期間)2,488点」とあるのは「2,561点」と、「ハイケアユニット入院医療管理料(15日以上21日以内の期間)2,993点」とあるのは「3,066点」と、同表5中「ハイケアユニット入院医療管理料(14日以内の期間)2,688点」とあるのは「2,761点」と、「ハイケアユニット入院医療管理料(15日以上21日以内の期間)2,993点」とあるのは「3,066点」と、同表6中「ハイケアユニット入院医療管理料(14日以内の期間)2,750点」とあるのは「2,823点」と、「ハイケアユニット入院医療管理料(15日以上21日以内の期間)3,008点」とあるのは「3,081点」とする。